

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|---------------------------------------|
| 件名 | 国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合等について |
|----|---------------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第 17 条第 1 項第 4 号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第 14 条第 1 項（業務委託）

事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合等 |
| 担当課 | 医療保険年金課 |
| 目的 | 国民健康保険事務の安定運用を図る。 |
| 対象者 | 新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む。）及びその世帯員 |
| 事業内容 | <p>1 経緯・理由</p> <p>現在、国保情報システムに係る事務においては、区単位の「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行っている。</p> <p>平成30年度からの国民健康保険法の改正により、都単位の「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととなり、新宿区単独での事務処理が不可能となることから、都道府県単位の事務処理を行うため、国が開発し、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が運用する国保情報集約システム（※）を使用する必要がある。</p> <p>よって、国保情報集約システムにある情報（都道府県単位の資格情報（証記番号等）及び高額多数回情報（高額該当区分等））を国民健康保険情報システムに連携するため、国民健康保険情報システムにおいて国保情報集約システムと結合する。</p> <p>なお、現行「国民健康保険情報システム」は平成31年2月以降に廃止され、新規システムへと再構築する予定であるが、新規システムにおいても、「国保情報集約システムとの結合」は、継続することとする。</p> <p>※ 公益社団法人国民健康保険中央会が開発し、東京都国民健康保険団体連合会に使用許諾されたシステムをいう。</p> <p>2 本件外部結合に係る主な事項</p> <p>① 国保情報集約システム連携ファイルの作成・取込機能の開発を行う。</p> <p>② 都下各自治体と国保連との間で共同委託契約を締結する。</p> <p>③ 国民健康保険情報システム（現行・新規）と国保情報集約システムとの専用線（LAN）を介した外部結合を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約35万人</p> |

件名 国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合に係るシステム開発について

| | |
|---|---|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険法第5条の規定に基づく情報連携 |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか) | <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)及びその世帯員 2 記録項目 資料4-1のとおり 3 記録するコンピュータ 国民健康保険情報システム、国保情報集約システム |
| 新規開発・追加・変更の理由 | <p>平成30年度からの国民健康保険法の改正により、都単位の「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととなり、新宿区単独での事務処理が不可能となることから、都道府県単位の事務処理を行うため、国が開発し、国保連が運用する国保情報集約システムを使用する必要がある。</p> <p>よって、国保情報集約システムにある情報(都道府県単位の資格情報(証記号番号等)及び高額多数回情報(高額該当区分等))を国民健康保険情報システムに連携する必要があり、当該連携を可能とするため、国保情報集約システム連携ファイルの作成・取込機能を開発する。</p> |
| 新規開発・追加・変更の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事項に係る国民健康保険情報システムの開発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資格情報(世帯)ファイルの作成 (2) 資格情報(個人)ファイルの作成 (3) 世帯所得区分情報ファイル (4) 高額該当情報ファイルの作成 (5) 国保資格取得喪失年月日連携ファイルの取込 (6) 市町村被保険者ID連携ファイルの取込 (7) 転居に伴う負担限度額特例対象世帯情報連携ファイルの取込 (8) 転居月75歳到達時特例対象者情報連携ファイルの取込 (9) 高額該当引継情報連携ファイルの取込 |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策 | ***** |
| 新規開発・追加・変更の時期 | 平成29年6月から平成30年2月まで 国保情報集約システムとの連携テスト 平成30年4月 本稼働 |

件名 国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合について

| | |
|-------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険法第5条の規定に基づく情報連携 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)及びその世帯員 2 情報項目 資料4-1のとおり |
| 結合の相手方 | 東京都国民健康保険団体連合会 |
| 結合する理由 | 平成30年度からの国民健康保険法の改正により、都単位の「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととなり、新宿区単独での事務処理が不可能となることから、都道府県単位の事務処理を行うため、国が開発し、国保連が運用する国保情報集約システムを使用する必要がある。 よって、国保連が運用する国保情報集約システムにある情報(都道府県単位の資格情報(証記号番号等)及び高額多数回情報(高額該当区分等))を国民健康保険情報システムに連携する必要がある。 |
| 結合の形態 | 次の各システムと国保情報集約システムとの専用LAN回線による結合 1 現行「国民健康保険情報システム」 平成30年4月から平成31年2月まで 2 再構築後の「国民健康保険情報システム」 平成31年2月以降 |
| 結合の開始時期と期間 | 1 平成29年6月 現行「国民健康保険情報システム」と国保情報集約システムとの連携テスト開始 2 平成30年4月 現行「国民健康保険情報システム」と国保情報集約システムとの連携(結合)開始 3 平成31年2月 再構築後の「国民健康保険情報システム」と国保情報集約システムとの連携(結合)開始 |
| 情報保護対策 | 外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 1 接続するネットワークは、専用のLAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外には解読不能とする。 3 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 国保情報集約システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード等の確認措置(3ヶ月毎に更新)をとり、指定したパソコン以外での利用や担当職員以外での利用はできないものとする。 6 国保情報集約システムを利用する職員ごとに、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。 7 国保情報集約システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 8 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 9 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 |

件名 国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合に係る業務の委託について

| | |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 |
| 委託先 | 東京都国民健康保険団体連合会 (以下「国保連」という。) (ISO/IEC 27001 認証) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)及びその世帯員に係る情報項目】 資料4-1のとおり |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体 |
| 委託理由 | 資格等情報を管理運用する国保情報集約システムの管理者である国保連と委託契約を締結する。 |
| 委託の内容 | <ul style="list-style-type: none"> * 1 新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)の資格情報の集約・管理に関する業務 * 2 高額療養費の多数回該当の判定に係る業務 * 3 区市町村国民健康保険の保険者との間における情報連携業務 * 4 上記1～3に係るデータ管理業務(マスタセットアップ、運用テスト、バックアップ、ヘルプデスク) <p style="text-align: center;">* 個人情報を取り扱う業務：すべて新宿区役所庁舎内又は国保連事務所内で作業を行う。</p> |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成29年7月1日(予定)から平成30年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項(別紙1及び2)」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 4 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行う。 5 実データを使用した検証作業は、職員が実施する。 6 本業務に係る個人情報は、国保連事務所外へ持ち出しを禁止する。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。 3 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 4 本業務に係る個人情報は、国保連事務所外へ持ち出さない。 |

件名 国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結 合に係る業務の再委託について

| | |
|----------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 |
| 委託先(再委託先) | 【委託先】 東京都国民健康保険団体連合会 【再委託先】 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ |
| 再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯員、元被保険者及びその世帯員に係る情報項目】 資料4-1のとおり |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体 |
| 再委託理由 | 国保情報集約システムの導入支援業務は、データ連携を行う次期国保総合システムの導入と密接に取り組む必要があるため、現行国保総合システムの保守業者かつ次期国保総合システム導入支援業者であり、業務内容を熟知している上記業者が、限られた時間と経費で最大の効果を発揮できる。 |
| 再委託の内容 | 次に掲げるデータ管理業務を行う。 *・マスタセットアップ: データベースに情報登録及び設定 *・運用テスト: 情報連携後のデータ検証 *・バックアップ: データベース複製 *・ヘルプデスク: 障害発生時等の復旧及び支援 *個人情報を取り扱う業務: すべて新宿区役所庁舎内又は国保連事務所内で作業を行う。 |
| 再委託の開始時期及び期限 | 平成29年7月1日から平成30年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 再委託にあたり区が行う情報保護対策 | 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間に契約書には「特記事項(別紙2)」を付す 3 契約履行の間、特記事項に基づき、区が再委託先に対して必要に応じ、立入調査を実施するとともに、報告を求める。 4 本業務に係る個人情報は、 国保連事務所外へ持ち出しを禁止する。 |
| 再委託事業者に行わせる情報保護対策 | 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 別紙「特記事項(別紙2)」の順守とともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 3 再委託先が業務を行うに当たり、無断で個人情報データにアクセスすることのないように、委託先に、システム操作権限の設定等のセキュリティ対策を実施させる。 4 契約履行の間、特記事項(別紙2)に基づき、区の立入調査等を受けるとともに、報告を行う。 5 本業務に係る個人情報は、 国保連事務所外へ持ち出さない。 |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
 - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

18 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

19 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

20 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

22 乙は、第 1 項から第 2 0 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
- (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。